

名張市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン

令和2年8月20日
名張市教育委員会

文部科学省から、学校における携帯電話の取扱い等についての通知があり、学校及び教育委員会の取組の基本とすべき事項が示されました。つきましてはこの通知をふまえ、「名張市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を以下のとおりとします。

◎携帯電話は、学校における教育活動に直接必要でない物であることから、「学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止」を継続します。

※保護者の特別な事情により、登下校中の使用を目的として子どもに携帯電話を持たせる申し出があった場合は、以下の条件のもとで対応をしてください。

- (1) 登下校時においても、マナー違反のトラブルが生じないよう指導を行うこと。
- (2) 学校における管理方法や、紛失時のトラブルが発生した場合の責任の所在を保護者に説明すること。
- (3) フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されているか、保護者に確認をすること。
- (4) 携帯電話の正しい使い方に関する指導を、学校及び家庭において適切に行っていくこと。

◆本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下の物をいいます。

①フィーチャーフォン（いわゆるガラケー）、②スマートフォン、③子ども向け携帯電話（基本的な通話、メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）

※タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。これらは不要物となり、学校への持ち込みを禁止しています。